



有楽製菓株式会社 札幌工場と札幌市によるさっぽろ食の安全・安心推進協定

協定書

(第 120013 号)

有楽製菓株式会社 札幌工場 と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

有楽製菓株式会社 札幌工場は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基本項目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| ① 施設等の衛生管理 | ② 商品の品質管理 |
| ③ 従業者等の衛生管理 | ④ 問題発生時の危機管理 |
| ⑤ ①～④以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるように、広報などの支援を積極的に行います。

平成 30 年 5 月 10 日
(当初締結日: 平成 24 年 9 月 27 日)

有楽製菓株式会社
代表取締役

河合 辰信

札幌市
市長

秋元 克広

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 私たちは、工場内の 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躾)活動を通じて施設内全体の整理整頓を行い清潔を保ちます。
- 私たちは、商品仕様書や工場内の点検を通して安心・安全な製品を生産していることを確認しています。
- 私たちは、毎月、従業員全体を対象とした衛生教育を行い、品質への意識の向上に努めています。
- 私たちは、品質不良等のお申し出に対しまして、お客様への迅速で丁寧な対応を心がけています。